

短期入所生活介護やすらぎホーム 料金表(2024年8月1日版)

※当事業所の地域区分は7級地となり、1単位の単価は10.17円となります。

I.基本料金表

①多床室(2～4人部屋)料金表

負担 段階	要介護度	※1)介護報酬(円)			食費 /1日	滞在費 /1日	合計金額(円)/日額		
		1割	2割	3割			1割	2割	3割
第1 段階	要支援1	493	—	—	300円	0円	793	—	—
	要支援2	605	—	—			905	—	—
	要介護1	673	—	—			973	—	—
	要介護2	743	—	—			1,043	—	—
	要介護3	817	—	—			1,117	—	—
	要介護4	888	—	—			1,188	—	—
	要介護5	959	—	—			1,259	—	—
第2 段階	要支援1	493	—	—	600円	430円	1,523	—	—
	要支援2	605	—	—			1,635	—	—
	要介護1	673	—	—			1,703	—	—
	要介護2	743	—	—			1,773	—	—
	要介護3	817	—	—			1,847	—	—
	要介護4	888	—	—			1,918	—	—
	要介護5	959	—	—			1,989	—	—
第3 段階 ①	要支援1	493	—	—	1000円	430円	1,923	—	—
	要支援2	605	—	—			2,035	—	—
	要介護1	673	—	—			2,103	—	—
	要介護2	743	—	—			2,173	—	—
	要介護3	817	—	—			2,247	—	—
	要介護4	888	—	—			2,318	—	—
	要介護5	959	—	—			2,389	—	—
第3 段階 ②	要支援1	493	—	—	1300円	430円	2,223	—	—
	要支援2	605	—	—			2,335	—	—
	要介護1	673	—	—			2,403	—	—
	要介護2	743	—	—			2,473	—	—
	要介護3	817	—	—			2,547	—	—
	要介護4	888	—	—			2,618	—	—
	要介護5	959	—	—			2,689	—	—
第4 段階	要支援1	493	986	1,479	1600円 朝/400円 昼/590円 夜/610円	925円	3,018	3,511	4,004
	要支援2	605	1,210	1,815			3,130	3,735	4,340
	要介護1	673	1,346	2,019			3,198	3,871	4,544
	要介護2	743	1,486	2,229			3,268	4,011	4,754
	要介護3	817	1,634	2,451			3,342	4,159	4,976
	要介護4	888	1,776	2,664			3,413	4,301	5,189
	要介護5	959	1,918	2,877			3,484	4,443	5,402

②個室料金表

負担 段階	要介護度	※1)介護報酬(円)			食費 /1日	滞在費 /1日	合計金額(円)/日額		
		1割	2割	3割			1割	2割	3割
第1 段階	要支援1	493	—	—	300円	380円	793	—	—
	要支援2	605	—	—			905	—	—
	要介護1	673	—	—			973	—	—
	要介護2	743	—	—			1,043	—	—
	要介護3	817	—	—			1,117	—	—
	要介護4	888	—	—			1,188	—	—
	要介護5	959	—	—			1,259	—	—
第2 段階	要支援1	493	—	—	600円	480円	1,523	—	—
	要支援2	605	—	—			1,635	—	—
	要介護1	673	—	—			1,703	—	—
	要介護2	743	—	—			1,773	—	—
	要介護3	817	—	—			1,847	—	—
	要介護4	888	—	—			1,918	—	—
	要介護5	959	—	—			1,989	—	—
第3 段階 ①	要支援1	493	—	—	1000円	880円	1,923	—	—
	要支援2	605	—	—			2,035	—	—
	要介護1	673	—	—			2,103	—	—
	要介護2	743	—	—			2,173	—	—
	要介護3	817	—	—			2,247	—	—
	要介護4	888	—	—			2,318	—	—
	要介護5	959	—	—			2,389	—	—
第3 段階 ②	要支援1	493	—	—	1300円	880円	2,223	—	—
	要支援2	605	—	—			2,335	—	—
	要介護1	673	—	—			2,403	—	—
	要介護2	743	—	—			2,473	—	—
	要介護3	817	—	—			2,547	—	—
	要介護4	888	—	—			2,618	—	—
	要介護5	959	—	—			2,689	—	—
第4 段階	要支援1	493	986	1,479	1600円 朝/400円 昼/590円 夜/610円	1265円	3,018	3,511	4,004
	要支援2	605	1,210	1,815			3,130	3,735	4,340
	要介護1	673	1,346	2,019			3,198	3,871	4,544
	要介護2	743	1,486	2,229			3,268	4,011	4,754
	要介護3	817	1,634	2,451			3,342	4,159	4,976
	要介護4	888	1,776	2,664			3,413	4,301	5,189
	要介護5	959	1,918	2,877			3,484	4,443	5,402

※1)介護報酬の内訳は以下のとおりです。

要介護度	短期入所生活介護費	機能訓練指導体制	夜勤職員配置	看護体制 (Ⅰ)(Ⅱ)	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	地域加算 (7級地)	1日単価(円) (※1割負担の場合)
要支援1	451単位	12単位	なし	なし	22単位	10.17	493円
要支援2	561単位						605円
要介護1	603単位		13単位	12単位			673円
要介護2	672単位						743円
要介護3	745単位						817円
要介護4	815単位						888円
要介護5	884単位						959円

※当事業所の短期入所生活介護費は、併設型短期入所生活介護費(Ⅰ)＜従来型個室、及び(Ⅱ)＜多床室＞に該当します。

※個室も多床室も基本単位数は同じです。

◎高額介護サービス費について

介護サービスを利用された際は、自己負担割合に応じた利用料を負担していただいております。

高額介護サービス費とは、1か月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えた場合に、超えた分が払い戻される制度です。ただし、食費・居住費・日常生活費は対象外となります。

利用者負担段階区分		月額負担上限額
生活保護を受給されている方		15,000円(世帯)
世帯全体が住民税非課税の方		24,600円(世帯)
	前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	15,000円(個人)
住民税課税世帯で課税所得380万円(年収約770万円未満の方)		44,400円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満の方		93,000円(世帯)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の方		140,100円(世帯)

◎負担段階区分

負担段階は、以下のように区分されます。(※市役所で所定の手続きを経て認定されます。)

	所得要件	資産要件
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯(世帯を分離している配偶者を含む、以下同じ)全員が住民税非課税である老齢福祉年金受給者	預貯金 ・単身で1000万円以下 ・夫婦で2000万円以下
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、年金収入金額+合計所得金額80万円以下	預貯金 ・単身で650万円以下 ・夫婦で1650万円以下
第3段階 ①	世帯全員が住民税非課税で、年金収入金額+合計所得金額80万円超120万円以下	預貯金 ・単身で550万円以下 ・夫婦で1550万円以下
第3段階 ②	世帯全員が住民税非課税で、年金収入金額+合計所得金額120万円超	預貯金 ・単身で500万円以下 ・夫婦で1500万円以下
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・本人が住民税課税者	要件なし

【食費の請求について】

食費の1食ごとの内訳は、朝食400円、昼食590円、夕食610円(合計1600円)です。食費の請求は1食ごとに行います。尚、第4段階以外の方で、1日当たりの食数の合計の食費が上表の食費欄の金額より少ない場合は、その少ない方の金額を請求します。(例:第2段階の方が朝食のみを召しあがった場合、その日の食費は600円ではなく400円となります。)

Ⅱ.職員の処遇改善に係る加算(利用者全員に共通して加算されます)

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の合計に14.0%加算
----------------	------------------

Ⅲ.利用者の状態等に応じて、個別に算定される介護給付サービス加算(減算)

※単位数に地域加算10.17を掛けた金額の、負担割合に応じた額を頂きます。

加算項目	単位数	内容
送迎加算	片道 184単位 往復 368単位	施設職員が、施設の車で送迎した場合に算定
緊急短期入所 受入加算	90単位/1日 7日間を限度	介護支援専門員の判断により、緊急に利用となった場合に算定 (家族の状況等によりやむを得ない場合は14日間を限度とする)
療養食加算	8単位/1食 1日3回を限度	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定
若年性認知症利用 者受入加算	120単位/1日	若年性認知症と診断された方を受け入れ、個別の担当者を決めて対応し た場合に算定(65歳の誕生日の前々日まで)
在宅中重度者受入 加算	413単位/1日	利用者が利用されていた訪問看護事業所が、健康上の管理等を行った場 合に算定
長期利用者減算	-30単位/1日	実質30日を超えて利用される場合、30日を超える利用について減算
口腔連携強化加算	50単位/回 1月に1回限り	事業所の職員が口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介 護支援専門員に当該評価結果を情報提供した場合に算定

Ⅳ. 電気製品使用料

電気製品を使用された場合、電気製品の種類に応じて以下のとおり電気製品使用料をご負担いただきます。

名称	内容	金額
電気製品使用料	①テレビ、冷蔵庫、ラジオ、電気剃刀、携帯電話充電器など	①1点につき 1日11円
	②暖房器具(電気毛布等)、加湿空気清浄機等	②1点につき 1日32円
	③酸素濃縮装置	③1点につき 1日52円

Ⅴ. その他

- 1) 当日の利用者の都合によるキャンセルの場合は、キャンセル料として所定の食費をいただきます。
- 2) 通常の事業の実施地域以外への送迎の場合も、追加の交通費はいただきません。
- 3) 上記は、介護保険適用の場合の金額です。利用料の算定は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。
- 4) 理美容等利用者の希望によるサービスに要する費用は、利用者が直接負担していただきます。